

目次

① 設置の趣旨	1
② 学部、学科等の特色	4
③ 学部、学科等の名称及び学位の名称	4
④ 教育課程の編成の考え方及び特色	5
⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色	9
⑥ 教育方法，履修指導方法及び卒業要件	10
⑦ 施設，設備等の整備計画	13
⑧ 入学者選抜の概要	16
⑨ 取得可能な資格	18
⑩ 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	18
⑪ 管理運営	20
⑫ 自己点検・評価	21
⑬ 情報の公表	22
⑭ 教育内容等の改善を図るための組織的な取組	24
⑮ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	25

① 設置の趣旨

ア 設置の趣旨及び必要性

本学が 2013 年度に開設したポピュラーカルチャー学部は学則の「人材の養成に関する目的」において、「国際的に注目される、ポピュラーカルチャー領域において、多角的な教育研究を行い、豊かな人間性を育む文化表現を通して、次世代の産業界の発展に貢献する資質を備えた、よりよき社会人としての人間形成を行うことを目的とする。」と定め、時代の先端を切り開くコンテンツを創造し、次世代産業の発展に貢献できる資質を備えた「よりよき社会人」を育て、社会に送り出してきた。しかし、急速に発展する技術とこれにより加速するグローバル化の中、開設時のこの目的に対し、社会の発展するスピードへの対応が困難となりつつある。

一方で、文部科学省は、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」(答申)(以下、「2040 年グランドデザイン」とする)において「第 4 次産業革命とも言われる、AI、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられることで、日本の強みとリソースを最大限活用して、誰もが活躍でき、様々な社会課題を解決できる。日本ならではの持続可能なインクルーシブな経済社会システムである Society5.0(超スマート社会)の実現に向けた取組が加速している。また、同時に資源や物ではなく、知識を共有、集約することで、様々な社会課題を解決し、新たな価値が生み出される社会である知識集約型社会の到来が予想されている」と発表した。本学ではこれに対し、ポピュラーカルチャー学部の人材養成に関する目的をさらに発展させ、日本が誇るポピュラーカルチャー分野を基礎としつつ、高度化した先端技術と融合させた知識集約型社会にふさわしい人間形成をめざすために「メディア表現学部」へ改組し、「科学技術基本計画」における「超スマート社会サービスプラットフォーム」を「活用して新しい価値やサービスを創出」できる人材を育成すべく教育研究機能を強化・発展させることとする。

イ 養成する人材像、教育上の目的

メディア表現学部においては、メディアと情報に関する広範な知識と専門的な表現技能を活用した豊かな人間性を育む文化表現を通して、コンテンツの制作やメディアの活用、新しいビジネスモデルの構想などによって次世代の産業界の発展に貢献する資質を備えた人材の養成を目的としている。そのために以下の能力を習得させることを目標とする。

メディアと情報に関する広範な知識と専門的な表現技能を教授し、コンテンツの制作やメディアの活用によって、新しいビジネスモデルを構想し、新しい価値を創造できる力を習得する。

このような目標を背景としたメディア表現学部のディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。

ディプロマ・ポリシー

メディア表現学部の教育研究目的は、変化し続ける科学技術と社会が抱える課題の解決に表現を通して寄与できる人間の育成です。メディアと情報技術に関する広範な知識と専門的な表現技能を教授し、コンテンツの制作やメディア、プラットフォームの設計によって新しい価値を創造できる力を養います。卒業時に身につけているべき要素を以下の5つとし、卒業要件を満たせばこれらを身につけたものと認め、学位を授与します。

- 1) メディアと情報(技術)に関する基本的な知識と理解がある。(知識と理解 **knowledge & understanding**)
- 2) デザイン思考とアート思考を用い、答えがない課題に対し創造的に取り組むことができる。(創造的思考と考察 **creative thinking & observation**)
- 3) メディア表現領域の専門知識と制作技能を身につけている。(技術と表現 **skills & expression**)
- 4) 多様な他者との違いを認め、協働して課題解決に取り組むことができる。(他者理解と協働 **mutual understanding & collaboration**)
- 5) より良い社会を創る意欲を持ち、学びを応用して社会の課題解決に自ら取り組むことができる。(社会への関心と行動 **interests & action**)

なお、メディア表現学部にはメディア表現学科を設置するが、この養成する人材像と教育研究上の目的は以下のとおりである。

技術革新が進む人類社会において、急激に変化し続けるメディアと産業システムの動向をふまえたうえで、豊かな文化の発展に寄与し、時代の先端を切り開くコンテンツ、メディア、新たなビジネスモデルを創造できる人材養成を目的とする。そのため、以下の能力を習得させることを目標とする。

データサイエンス、情報技術上の倫理理解、21世紀社会におけるシチズンシップ等、基本的な全学教育と産官学連携などを重視したPBL(プロジェクト・ベースドラーニング)科目やメディア、コンテンツに関する理論的知見を修めたうえで、コンテンツやメディア制作の技法や情報技術を習得し、メディア表現領域のコンテンツに関してプロデュース、流通、社会的影響分析等にも精通した多様な視点と技法、社会的課題解決のための創造的思考を習得する。

ウ 中心的な学問分野

メディア表現学部メディア表現学科については、メディア表現分野、社会学分野、芸

術分野を扱う中心的な学問分野とする。

② 学部、学科等の特色

メディア表現学部では、メディアと情報に関する広範な知識と専門的な表現技能を教授し、コンテンツの制作やメディアの活用によって、新しいビジネスモデルを構想し、新しい価値を創造できる力を養い、変化し続ける科学技術と社会が抱える課題の解決に表現を通して寄与できる人間を養成することを目指している。すなわちこれは、中央教育審議会 2012 年(平成 24 年)答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」

(以下「質的転換答申」)でも引用されている「未来を予測する最善の方法は、自らそれを創り出すことである」(アラン・ケイ)の言葉を実現させるための人間を養成するための学部といえる。

メディア表現学部では、以下の3つの力の習得を教育研究上の目的とする。

- ① メディアと情報に関する広範な知識と専門的な表現技能
- ② 新しい価値を創造する力
- ③ 社会が抱える課題を解決に寄与できる力

この3つの力を獲得するためメディア表現学部メディア表現学科においては、「メディア情報」「イメージ表現」「音楽表現」を研究対象とし、メディア、コンテンツに関する知見を修めることでメディア表現領域のコンテンツに関して制作からプロデュース、流通、社会的影響分析等にも精通した多様な視点と技法、社会的課題解決のための創造的思考を身につけることができる。

このような学部の特色は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」でいうところの「③幅広い職業人養成」および「⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)」を重点的に担っていくこととなる。

③ 学部、学科等の名称及び学位の名称

メディアと情報に関する知識と表現技能を身に着け、コンテンツやメディアの活用によって新しい価値を生み出す人材を育成する教育の目的から、学部名称を「メディア表現学部」(英語名: Faculty of Media Creation)とする。学科名称は「メディア表現学科」(英語名: Department of Media Creation)とし、授与する学位は「学士(メディア表現)」(英語名: Bachelor of Media Creation)とする。

本学部の基礎となるポピュラーカルチャー学部の学位は「学士(芸術)」であった。2018年(平成30年)に改定された学習指導要領においては、高等学校における芸術科は依然として「音楽、芸術(音楽)」「図画工作、美術、芸術(美術、工芸)」「芸術(書道)」を区分したものであり、育成を目指す資質・能力は「生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かにかかわる資質・能力」とされている。これらの内容は学生自身の表現活動としての制作とその観賞による情操教育の一環と考えられる。

今日の日本社会で高等学校を卒業した者が大学進学先を考える際、学位が「芸術」では、前述した学習指導要領にあるような、個人の表現としての制作と鑑賞を中心とした学びを主にイメージして入学することとなる。基礎となるポピュラーカルチャー学部の実際の学びにおいても音楽やファッションの作品制作に重点が置かれていたため、学士名称イメージと実際の学びの内容とが一定の共通性を持っていた。メディア表現学部においては、映像や音楽といったポピュラーカルチャー領域をベースにしつつも、「変化し続ける科学技術と社会が抱える課題の解決と次世代の産業界の発展に『表現』を通して寄与できる人間」を育成することを教育研究上の目的としている。その学びの内容は、高度化するメディア・コンテンツや多様なテクノロジーの知識と表現技法を身に着けることはもちろんながら、それらを活用して新しい価値を創造し社会課題解決に応用できる能力を育てるものであり、前述した学習指導要領上の記載に見られるように「芸術」という言葉から一般的にイメージされる制作中心の学びの内容とはギャップがある。テクノロジーの発展にともない情報や知識の共有化が進み、今はまだないサービスや仕組みによって多様なニーズや社会課題に対応していくことが想定される今後の社会において必要となる新しい「表現」を学ぶ学部であることを明確にするために、学位名称を「メディア表現」とし、高校生、学生、社会に対して本学部の学びを明確に伝えることができるものとする。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

ア 教育課程編成の基本方針

メディア表現学部の教育課程は、【共通教育科目】【専門実習科目】【専門講義・演習・実習科目】の3つに分けられる。【共通教育科目】は「導入プログラム」「表現科目」「グローバル科目」「リベラルアーツ科目」「社会実践力育成プログラム」「キャリア科目」「マイナー科目」、【専門実習科目】は「基礎実習科目」「応用実習科目」「卒業実習科目」、【専門講義・演習・実習科目】は「メディア表現基盤科目」「音楽表現講義科目」「イメージ表現講義科目」「メディア情報講義科目」「学科共通講義科目」で構成されている。

メディア表現学部では、【共通教育科目】のうち、「導入プログラム」「表現科目」「グローバル科目」「リベラルアーツ科目」「社会実践力育成プログラム」「キャリア科目」「マイナー科目」で定められた必修科目 24 単位、「社会実践力育成プログラム」からの4単位と、「マイナー科目」の中から 10 単位を選択必修とし、これらを含め、計 50 単位を修得しなくてはならない。さらに【専門実習科目】【専門講義・演習・実習科目】において、「基礎実習科目」「応用実習科目」「卒業実習科目」「メディア表現基盤科目」「音楽表現講義科目」「イメージ表現講義科目」「メディア情報講義科目」「学科共通講義科目」の中で定められた必修科目 42 単位と選択科目を 32 単位修得することとする。

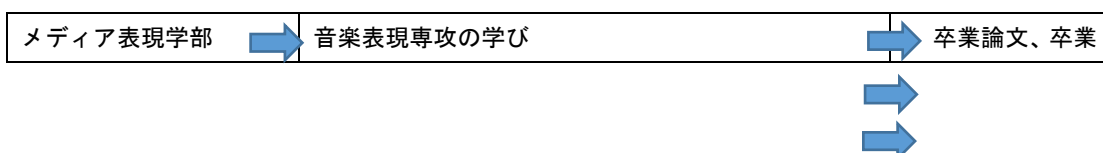
このようなカリキュラムとして設計されたメディア表現学部のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。



	メディア表現学部は、学位授与の方針を達成するために、全学共通教育科目、学部専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。
1 教育内容	学部専門教育科目では、 1 年次では、プログラミングやメディアテクノロジーの基礎知識・技法に加えて、対象となる物事の考え方を身につけます。 2 年次は、メディア・コンテンツやテクノロジーを活用する力をつけ、企業等でのインターンシップを通して社会の現状を体験します。 3 年次は、メディア・コンテンツやテクノロジーを活用する力を磨き、社会課題解決プロジェクト科目を通して実践的に社会実装の方法を学びます。 4 年次は、卒業論文・制作により、社会課題やビジネス課題の解決につながるイノベーティブな実践を行います。
2 教育方法	(1) 学生の主体性を伸ばすため、能動的学修の視点を取り入れた教育方法を実施します。 (2) 授業内・外の学修時間を考慮した授業内容を設計します。 (3) 学修ポートフォリオの作成指導により、学生の自律的な学修を支援します。
3 学修成果の評価	メディア表現学部では、学位授与の方針に掲げる能力・資質およびこれらの総合的な活用力の修得状況を、「進級時」「卒業時」の2つのレベルで把握し、評価します。 各レベルの評価の実施方法は、以下のとおりとします。 (1) 進級時 進級時の学修成果は、学部所定の教育課程における進級要件達成状況により、総合的評価を行います。 (2) 卒業時 4 年間の学修成果は、学部所定の教育課程における卒業要件達成状況により、総合的評価を行います。卒業論文・制作（必修）は、評価ルーブリックを活用し、複数教員によって多面的評価を行います。

イ 教育課程及び科目区分の編成

メディア表現学部は、1年次は全学、学部、学科共通での学びを基礎とし、2年次に専攻へ配属し、より専門的な学びに取り組むこととなる。（図1）

図1. メディア表現学部における学びの流れ



共通の学び		イメージ表現専攻の学び	制作の執筆、制作後、完成へ
		メディア情報専攻の学び	

【共通教育科目】

「導入プログラム」

入学段階での大学の理念や本学に有する5つの学部の学びについて理解することで、本学の構成員としての自覚を獲得する。

「表現科目」

大学での学びに必要な表現技術であるコミュニケーションスキル、アカデミックスキル、観察力を身につけるためのデッサンなど芸術学部、デザイン学部、マンガ学部を置く本学ならではの形で技術の習得に取り組む科目を置き、初年次と卒業論文・卒業制作に取り組む前の3年次に履修することとする。また本学の持つ5つの学部それぞれの表現について専門的な知識を獲得するための科目を置く。

「グローバル科目」

前述の中長期計画における「グローバルな大学」における学びとして、英語、日本語を含めた12言語の言語科目を置くとともに現代の世界における諸問題の理解のための科目などを置く。日本人、日本に関心をもつ外国人双方にとって今後必要なスキルとして日本語教育に触れる科目も配置する。

「リベラルアーツ科目」

哲学、法学、政治学などの大学における学びの基盤となる教養科目に加え、シティズンシップやダイバーシティ、クリエイティブシンキングなどの現代社会において必要となる知識、あるいはデータサイエンス、プログラミング、AIなどの基礎的な素養を身に着けるための科目も配置している。「2040年グランドデザイン」における（2040年に必要とされる人材）で示された人材に必要な基盤的リテラシーと合致している。

「社会実践力育成プログラム」

短期留学、インターンシップ、協定を交わした複数の大学との合同開催によるワークショップなど、主な学習環境を学外とし、アクティブラーニングの中で学内外のさまざまな人々とともに学ぶ中で協働性、社会性を身につけることをめざす。中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（以下、「質的転換答申」）において、「学士課程教育はキャンパスの中だけで完結するものではなく、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験等は、学生の学修への動機付けを強め、成熟社会における社会的自立や職業生活に必要な能力の育成に大きな効果を持つ」とあるがまさに本プログラムはそれを体系化したものである。

「キャリア科目」

就職活動に本格的に取り組むこととなる4年生になるまでに身に付けておくべき思考、態度などの修得をめざすものである。また、「2040年グランドデザイン」において「高度外国人材としての留学生の我が国への定着を促進するためには、今後は英語での授業科目を充実するのみならず、労働政策や地域での取組も含め、留学生の日本語能力の修得、インターンシップへの参加や就職支援をどのように行っていくか、検討していくことが重要である」とあるが、これを受けて留学生に向けたキャリア教育の一環として、「日本の企業文化研究」を授業科目として置き、外国人留学生が日本の企業に就職する際に障害となる日本の企業に特有の企業文化の理解ができるように努める。

「マイナー科目」

各学部における専門科目に加え、現代社会において必要となるさまざまな専門分野を横断的に学修するために置かれた科目となる。本学に置かれた5つの学部の分野と、京都と日本の伝統文化、ビジネス、ソーシャルデザイン、アフリカ・アジア、日本語教育を学修する。「2040年グランドデザイン」において、「学術研究においても産業社会においても、分野を越えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の専攻を越えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。特に、専門教育については、専門知の組合せの種類が大幅に増えることを踏まえ、主専攻・副専攻制の活用など、学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫が求められる。」とある。「マイナー科目」は各領域を10単位修得することで認定をすることとし、自らの学ぶ主専攻と組み合わせることにより、専門知を組み合わせた深いレベルでの学びができる仕組みとする。

【専門実習科目】

「基礎実習科目」

メディア表現学科では3つの専攻である音楽表現専攻、イメージ表現専攻、メディア情報専攻、それぞれの学びの構造や考え方を学習する。基礎実習の段階で自らの所属する専攻と主に指導を受けることとなる指導教員を選び、所属先を決定する。

「応用実習科目」

2年次から3年次における専門的な学びの幹となる授業科目にあたる。基礎実習科目において専門性の基礎を身に着けた学生は応用実習科目でその専門性を高め、4年次に取り組むこととなる卒業論文、卒業制作における研究テーマなどについて調査、研究を重ねることとなる。

「卒業実習科目」

4年次には、「卒業実習科目」が置かれ、学生は「応用実習科目」までに設定した研究テーマをより深め、卒業論文、卒業制作の執筆、制作に取り組む。4年次最終学期は作成した卒業論文、卒業制作に関する研究発表を行う。複数教員による査読、公

開型の口頭試問、ポスターセッションなどを通じ、自身の研究成果に対する学内外からの評価を受けることで卒業論文、卒業制作の不足した点を学習し改善することにより、卒業論文、卒業制作の完成を目指すこととなる。

上記「基礎実習科目」「応用実習科目」「卒業実習科目」はいずれも原則として20人上限とし、少人数のゼミナール形式で教員、学生、学生間の対話を基礎とした学習体制を組む。

【専門講義・演習・実習科目】

「メディア表現基盤科目」

学部としての基本的な知識や考え方を学び、さらにそれぞれの研究テーマに応じた専攻を超えた横断的な学びの場としてを配置している。

「音楽表現講義科目」「イメージ表現講義科目」「メディア情報講義科目」「学科共通講義科目」

メディア表現学科に置かれた専攻における学びをより深めるため、「音楽表現講義科目」「イメージ表現講義科目」「メディア情報講義科目」を置く。これに加えて、専攻の枠を超え、学科として理解しておくべきテーマをそろえた「学科共通講義科目」を配置した。

⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

教員組織の編成においては、各学科の「教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く」ことを原則にしている。(大学設置基準第7条第1項)

以下に教員組織の編成の考え方と特色を述べる。

メディア表現学科

メディア表現学科の教員組織は、基礎となる学科であるポピュラーカルチャー学部から異動する教員6名のほか、6名の他の学部、機構から異動する教員と新規採用1名の専任教員によって構成される。この専任教員数は、大学設置基準の別表1に定める専任教員数13名を充足するとともに、同別表第2の専任教員数についても、大学全体で充足している。

さらに、「教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成する」(大学設置基準第7条第2項)ため、メディア表現学部全体の教務を管理する教務主任を置き、全学の教務運営を担う教務委員会の下、適切な役割分担が果たせるように編成している。

メディア表現学科では、「音楽表現」「イメージ表現」「メディア情報」の3分野を研究の中心としている。

加えて、学びの基盤となる語学力の強化を担う専任教員も配置する。

なお、教育上主要な授業科目については、すべて教授または准教授が担当することができる。

2024年度時点での年齢構成は以下のとおりである。

60代：2名（15%） 50代：6名（46%） 40代：5名（38%）

平均年齢は、52歳である。

また、本学の教員の定年は「学校法人京都精華大学就業規則」において65歳と定められている。

教員の退職後には速やかに後任となる教員の補充を行い、教員組織は常にバランスが保たれることとなる。

（資料1：学校法人京都精華大学就業規則）

⑥ 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

ア 授業内容に応じた授業の方法、適した学生数の設定、配当年次

メディア表現学部では、教育効果を考えて様々な形態の科目を設置している。そのため、科目の形態によって教育方法はさまざまである。以下にその概要を記載する。

【共通教育科目】

「共通教育科目」群における授業方法の概要は以下の通り。配当年次は1年次、3年次に指定された必修科目と、主に1年次、2年次の低学年の段階からの履修、修得を目的とした必修、選択科目で構成されている。

「導入プログラム」

1年次必修として置かれた科目であり、多くの教員が配置され、個々のクラス単位で授業が開講される。1クラスあたりの学生数は20人～30人程度の規模を適正規模としている。

「表現科目」

アカデミックスキルやコミュニケーションスキル、デッサン能力などを育成する演習形式の科目と、講義形式で専門知識の教授が行われる授業をもって構成される。演習形式で開講される科目は20人程度を適正規模の授業として展開し、講義形式で開講される科目は100人程度を適正規模の授業として展開する。

「グローバル科目」

語学・コミュニケーションのための言語習得をめざす科目については、20人程度を適正規模として展開する。日本文化概論などの一部の講義形式で開講される科目は100人程度を適正規模の授業として展開する。

「リベラルアーツ科目」

講義形式での専門知識の教授が基本となるが、教授内容によってはインタラクティブに演習形式で行われるものや実践的にスキルを習得するために実習形式で行われるものもある。50～100人程度を受講生の適正規模とするが、演習形式や実習形式で行われるものについては、20～30人程度の受講生を適正規模とする。

「社会実践力育成プログラム」

短期海外留学や協定校との連携によるワークショップ、PBL科目で構成されるこの科目群においては、基本的に実習形式で科目は展開される。適正規模は20～30人程度として展開される。

「キャリア科目」

講義形式での知識の教授が基本となるが、教授内容によってはインタラクティブに演習形式で行われるものや実践的にスキルを習得するために実習形式で行われるものもある。50～100人程度を受講生の適正規模とするが、演習形式や実習形式で行われるものについては、20～30人程度の受講生を適正規模とする。

「マイナー科目」

講義形式での知識の教授が基本となるが、教授内容によってはインタラクティブに演習形式で行われるものや実践的にスキルを習得するために実習形式で行われるものもある。50～100人程度を受講生の適正規模とするが、演習形式や実習形式で行われるものについては、20～30人程度の受講生を適正規模とする。

【専門実習科目】

「専門実習科目」群における授業方法の概要は以下の通り。

「基礎実習科目」

1年次から2年次に開講され、専門的に学ぶための思考力の基礎を身に着ける基礎実習科目は、インタラクティブな実習形式で行われる。適正規模は20人程度とする。

「応用実習科目」

2年次から3年次に開講され、卒業論文執筆や卒業制作に向けた準備段階としての専門的な考え方を身に着けるための応用実習科目は、インタラクティブな実習形式で行われる。適正規模は20人程度とする。

「卒業実習科目」

4年次に開講され、卒業論文執筆や卒業制作に向けた専門的な考え方を身に着けるための卒業実習科目は、インタラクティブな実習形式で行われる。適正規模は20人程度とする。

【専門講義・演習・実習科目】

「専門講義・演習・実習科目」軍における授業方法の概要は以下の通り。

「メディア表現基盤科目」

メディア表現領域における専門的な知識の教授が講義形式で行われるものと、インタラクティブな演習形式で開講される科目で構成されている。講義形式で開講される科目は 100 人～170 人程度を適正規模として展開され、1 年次、2 年次に開講される。インタラクティブな演習形式で開講される科目の適正規模は 20 人～30 人程度で展開され、2 年次～3 年次に開講される。

「音楽表現講義科目」「イメージ表現講義科目」「メディア情報講義科目」

メディア表現学部は 2 年次から専攻に分属してより実践的な学修に取り組む。これらの科目は専攻における専門的な知識を教授するために講義形式で開講される科目である。その適正規模は 40 人～60 人程度とする。各科目群ともに概論は 1 年次に開講し、それ以外の科目はいずれも 2 年次以上を対象として開講する。

「学科共通講義科目」

メディア表現学部の学生が専攻を超えて修得すべき専門的な知識を教授するために講義形式で開講される科目である。1 年次から 2 年次を中心としており、その適正規模は 40 人～60 人程度として展開される。

イ 卒業要件

メディア表現学部の卒業要件としては、大学設置基準に従い、以下の単位数の修得を義務付ける。

共通教育科目のうち必修科目 24 単位を修得（母国語を日本語とするものは英語 1,2,3,4 を選択必修、母国語を英語とするものは日本語 1,2,3,4 を選択必修）。

共通教育科目のうち、社会実践力育成プログラムの科目群から 4 単位を選択必修として修得。共通マイナー科目の中から 10 単位を選択必修として修得。全共通教育科目の中から 12 単位以上を修得。

学科・各専攻で定めた必修科目 42 単位を修得。専門講義・演習・実習科目のうち、選択科目 32 単位以上を修得。

総計 124 単位以上

ウ 履修モデル

履修モデルとして下記の 2 パターンを添付する。詳細は添付資料を参照。

- ・アフリカを中心とした諸外国への関心を持ちながら、視聴覚分野の技術に関する知識、技術を獲得することで海外で活躍するアントレプレナーを目指す場合。
- ・最先端技術に関する知識、アイデアと現代社会に求められる教養を兼ね備え、新たなビジネスモデルを提唱するプランナーを目指す場合。

(資料 2 : 履修モデル)

エ 卒業論文、卒業制作の作成に関連する研究活動などを単位として認定

大学設置基準第 21 条の 3 に基づき、メディア表現学部では、卒業論文・卒業制作の学修の成果を評価して単位を授与する。

卒業論文・卒業制作は 1 年次から 4 年次の必修科目、選択科目を適正に修得したものが取り組むものであり、3 年次第 3 クォーターから 4 年次の第 3 クォーターにかけての学びの中心として位置づけられるものである。3 年次の段階で学生は、計画立案から実際の執筆や制作に至る過程において、授業内外で教員からの指導を受けながら取り組む。単位数としては 2 単位であるが、学修に要する時間は 90 時間を優に超えるものである。論文や制作およびその記録は指導教員の口頭試問や指導教員以外の教員による査読を経ることからも、卒業論文・卒業制作の単位認定は妥当であるといえる。

オ 履修科目の登録上限の設定（CAP 制）

本学では 2021 年度から 4 学期制を予定しており、1 学期 10 単位、年間 40 単位とする履修科目登録の上限を定める。上限を設定しない場合、演習や実習で課される課題が過多となり学修量の限度を超え、学習効果が得にくくなることが懸念されるため、従来は年間 48 単位を上限としていたところを見直し、年間 40 単位の上限を設定することとする。

カ 他大学における授業科目の履修等

京都精華大学は大学コンソーシアム京都に参画しており、大学コンソーシアム京都を通じて、他大学との単位互換を行っている。学生の興味関心に応じて、他大学の優れた授業を受講し、他大学の教員や学生と交流することができる。このように異なる価値観に触れることを通じて、さらなる学習効果を高めることが可能となっている。

⑦ 施設、設備等の整備計画

本学では、従来から教育研究等に関する環境の整備を継続的に進めてきた結果、現在は大学設置基準を満たす校地・校舎面積を有している。加えて、実習系科目に対応するために工房等の設備の充実も図ってきた。これらが有効利用されるように、学生には原則 22 時までの施設使用を可能とするなどルール化、教育研究等環境の整備に努めてきた。

こうした従来からの環境整備の方針を明文化するため、「京都精華大学の教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、その後教職員への周知を行い、社会に公表している。

ア 校地、運動場の整備計画

休息場

カフェスペース、学生ラウンジ、屋外ベンチ等の休息・交流に必要な施設を数多く設置している。また、校舎内には多数の談話スペースがあり、学生の利用が多く見られる。

さらに、大学が山間に立地している利点を活かし、自然を身近に感じられる散歩コースを用意しており、勉学や制作の合間の気分転換に利用されている。

運動場

運動施設は、10,800 m²で校舎と同一の敷地にある。授業で使用するだけでなく、学生からの利用申請も受け付けており、サークルや有志による課外活動や他大学との交流にさかんに活用されている。日没後も利用できるよう照明器具等の各種設備の適切に設置されており、自由に利用が可能である。なお、利用料は無料であり、学生の経済的負担はない。

イ 校舎等施設の整備計画

学長室、会議室、事務室

本学は学長室、会議室、事務室を専用スペースとして設けている。学長室、会議室、事務室が本館に集中しているため、会議の運営や情報共有などがスムーズに行われている。

情報館（図書館）、医務室、学生自習室、学生控室

情報館には約23万点の蔵書に加え、様々なメディアの提供、貸し出しを行っている。詳細は次項目にて述べる。

医務室は本館1Fにあり、学生ラウンジと隣接しており、かつ本学スクールバスのバス停から非常に近いところに設置している。そのため、緊急時にも対応しやすく、大学全体の厚生の向上に寄与している。

PCルーム、CALL教室

PCルーム、CALL教室については学内に複数設けている。機器を使用する演習科目で使用のほか、実習科目でも必要に応じて使用する。

体育館、課外活動施設、その他厚生施設

学生の厚生施設も充実させている。スポーツ関連の施設は、体育館のほか、テニスコート3面とフットサルコート1面、トレーニングジムを設けている。さらに、展示スペースとして、学内には「ギャラリーフロール」や「春秋館ギャラリー」、「ギャラリーデッドスペース」があり、学外には市内中心部に「kara-s」を設置している。学外施設として、「丹後学舎（京都府京丹後市丹後町上野844）」「朽木学舎（滋賀県高島市朽木古屋472）」があり、宿泊施設として安価で利用することができる。学外の施設は周辺の相場より安価で利用することができ、時期によっては抽選、予約待ちが発生するなど、学生に大変好評を博している。

研究室

研究室については各教員が研究に集中できる環境を整えている。また、研究室の近くには美術関連の専門書等の資料を保管・閲覧できるスペースを設け、オープンスペースにテーブル、イス等を置き、学生が相談に訪れやすいレイアウトとしている。

・必要な教室等の整備計画

メディア表現学部において、大学設置基準第36条第3項に定める教室数を整備するにあたっては、適正な教育環境を検討するにあたり、以下の時間割を設計している。

1年次	月曜日～金曜日の1～3講時：共通教育科目の必修、選択科目を配置 月曜日～金曜日の4～6講時：専門実習科目、専門講義・演習・実習科目を配置 水曜日、木曜日の3～4講時：必修科目である基礎実習を配置
2年次	月曜日～金曜日の1～2講時：共通教育科目の必修、選択科目を配置 月曜日～土曜日の3～6講時：専門実習科目、専門講義・演習・実習科目を配置 月曜日、火曜日の3～4講時：必修科目である基礎実習及び応用実習を配置 土曜日の1～2講時：資格課程科目を配置
3年次	月曜日～金曜日の1～2講時：共通教育科目の必修、選択科目を配置 月曜日～土曜日の3～6講時：専門実習科目、専門講義・演習・実習科目を配置 月曜日、火曜日の3～4講時：必修科目である応用演習を配置 土曜日の1～2講時：資格課程科目を配置 ただし、第2クォーターは、企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施するため、時間割は変則的となる。
4年次	月曜日～金曜日の1～2講時：共通教育科目の必修、選択科目を配置 月曜日～土曜日の3～6講時：専門実習科目、専門講義・演習・実習科目を配置 月曜日、火曜日の3～4講時：必修科目である卒業研究実習を配置 土曜日の1～2講時：資格課程科目を配置

メディア表現学部の開講科目数は、292科目である。必修の実習科目等の少人数の授業は20人程度の履修者でカリキュラムは設計されており、必修、選択科目における講義科目においては40人程度の科目から170人程度の科目の開講を計画している。これらの授業を適切に開講するため、専用の教室数は36教室あり、その総面積は993.92㎡である。加えて、その他に全学で共有する教室は43教室を有しており、メディア表現学部が開講を予定している科目数に対して十分な施設を整備する計画となっている。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、図書資料、視聴覚資料、博物資料の所蔵およびデジタル機材の充実をはかる方針によって、全学共用の施設である「情報館」を設置している。

情報館は、4層構造の建物で床面積は約4,500㎡である。そのうち、サービススペースが約3,000㎡（閲覧約1,900㎡、視聴覚および情報端末スペース約1,100㎡）、管理スペースは、書庫・事務スペースを合わせて1,000㎡である。また、閲覧席数は584席である。

大学設置基準第38条に基づく十分な機能を満たすため、本学では「京都精華大学情報館規程」「京都精華大学情報館資料管理規程」を定めている。

蔵書数は、図書資料23万点以上を有している（内、内国書約18万点、外国書約5万点）。これらの図書資料は、本学の蔵書検索システム（OPAC）で学内はもとより学外からも検索することが可能であるとともに、予約も可能である。さらに国立情報学研究所（NII）が提供しているNACSIS ILLにより他大学図書館および他機関の文献複写や図書資料の取り寄せも充実している。さらに利用者に最新の情報を速やかに提供するために、データベース、電子ジャーナルの充実・整備を図っており、ホームページを通じて図書館内はもちろん、学内であれば教員の研究室等での利用も可能な環境を整備している。

図書資料以外にも、視聴覚資料についてAV・マイクロ資料を1万3千点以上所蔵しており、映像・録音資料も充実させている。

その他、館内施設には、デジタル機器を用いた創作活動を支援するメディアラボや、館外での創作活動のための機器を貸し出すメディアセンターを有している。また、撮影や録音用のスタジオや上映用機材を備えたメディアホールも完備している。

また、京都を中心とした日本の伝統工芸や産業についての図書資料や実物資料を一堂に集めた「伝統工芸・産業資料室」を設置し、学生たちの研究・創作活動を支援している。

このように、メディア表現学部における教育研究に支障がない環境を整備している。

⑧ 入学者選抜の概要

本学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者、又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする（学校教育法第90条）。また、入学者の選抜では、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする（大学設置基準第2条の2）

メディア表現学部ではメディアと情報に関する広範な知識と専門的な表現技能を活用した豊かな人間性を育む文化表現を通して、コンテンツの制作やメディアの活用、新しいビジネスモデルの構想などによって次世代の産業界の発展に貢献する資質を備えた人材を養成することを目指している。本学部に入学者として次のような人材を求めている。

アドミッション・ポリシー

領域1 知識・理解・技能	高等学校の教育課程における基礎学力・技能を有している
領域2 思考・判断・表現	1 身近な問題について、知識や情報をもとに筋道を立てて思考できる 2 他者の意見を理解し、自分の考えをわかりやすく表現できる
領域3 関心・意欲・態度	1 新しい領域や多様な人々に対して先入観なく向き合い、生涯にわたって学習を継続する意欲がある 2 学びたい学部・学科の知識や経験を社会で活かしたいという目的意識を持っている

このような人材を集めるために、本学部では以下のように多様な選抜を行い、受験生の適正や意欲を見極め、本学の受入方針にふさわしい人材の確保を目指す予定である。合わせて、それぞれの区分ごとの募集定員は、以下のとおりである。

一般選抜入学試験（30%）	50名
学校推薦型選抜入学試験（30%）	50名
総合型選抜入学試験（20%）	34名
大学入学共通テストを利用した入学試験（10%）	17名
外国人留学生入学試験（10%）	17名
海外帰国生徒入学試験 社会人入学試験	若干名
編入学入学試験	若干名

外国人留学生試験を実施し、多様な文化や言語を持つ学生の受入を行う。大学における学修に必要な日本語能力を確認するために、出願の条件として日本語能力試験（JLPT）でN2以上、日本留学試験（EJU）220以上を定めている。経費支弁能力については出願書類において「経済状況調査票」の提出を義務付けており、受験段階で適切に把握している。また、在籍管理においては、学期ごとに演習等少人数の必修科目での出欠状況を担当教員へ提出を求め、各学科において欠席が続く学生と連絡をとり、学習指導等を行うことを各学部において義務付けている。

社会経験の有る者が大学で学ぶことができるよう、社会人入学試験を設定している。本学において、社会人入学試験は以下の条件を満たすものを対象として実施している。

年齢	23歳以上の者
国籍	次のいずれかに該当する者（1）日本国籍を有する者（重国籍者を含む）（2）特別永住者の資格を有する者（3）入学に際して「留学」以外の適切な在留資格を有する見込みの者

学歴	次のいずれかに該当する者 (1) 日本国内の高等学校または中等教育学校後期課程を卒業した者 (2) 特別支援学校の高等部または高等専門学校の 3 年次を修了した者 (3) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者 (4) 国を問わず、一以上の国の学校教育制度に基づく通算 12 年以上の教育課程を修了した者 (5) 上記以外に文部科学省が定める大学入学資格を有する者
社会経験	4 年以上の社会経験を有する者 ※大学・専門学校・各種学校・受験予備校等の在籍期間はこれに含めない。

また、社会人を受け入れる際、既修得単位の認定にあたっては、大学設置基準第 30 条に基づき適正に対応している。この上限は学則において 30 単位と定めている。これに当たっては全学の教務委員会にてその適切性を確認したうえで認定している。

編入学試験では、出願資格を満たす者を、他大学、短期大学、専修学校等から 2 年次、3 年次に若干名の受入を行っている。受け入れに当たっては、大学設置基準第 30 条に基づき適正に対応している。この上限は学則において 2 年次編入の場合には 30 単位以内、3 年次編入の場合には 62 単位を上限と定めている。これに当たっては全学の教務委員会にてその適切性を確認したうえで認定している。また入学後のオリエンテーションの際には編入学生を対象とした個別の履修指導の時間を設けており、学生が当該学部における学習に支障がないよう配慮している。受け入れ予定人数としては 2 年次、3 年次それぞれにおいて人文学科、グローバルスタディーズ学科ともに 1、2 名の受け入れを予定している。

正規の学生以外に科目等履修生、聴講生等も受け入れるが、この場合も正規の学生の教育に影響を与えないよう、受入数は若干名とし、書類審査を行うなどしてその目的、意欲を確かめたうえで受講を認める予定である。

⑨ 取得可能な資格

メディア表現学部メディア表現学科では、卒業要件単位に含まれる科目に加えて、博物館学芸課程関連科目を履修することで、博物館学芸員資格の取得を可能とする。

加えて、メディア表現学部メディア表現学科では、図書館司書課程関連科目を履修することで、図書館司書資格の取得を可能とする。

これらの資格はいずれも国家資格にあたる。

⑩ 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

ア 実習先の確保の状況

メディア表現学部では、3年次第2クォーターの必修科目として「社会実践演習1」「社会実践演習2」「社会実践演習3」「社会実践演習4」を各1単位の必修科目として配置している。1人の学生は派遣先にて一貫して実習に取り組む。この科目では教員指導の下でのPBL形式での学修で長期的な学外での調査、研究、学習活動に取り組む。現在、計画している派遣先は以下のとおりである。

「社会実践演習1」「社会実践演習2」「社会実践演習3」「社会実践演習4」派遣先及び受け入れ可能人数は以下の通り。

派遣先	受入可能人数
インターカレッジ・ソニック・アーツ・フェスティバル 所在地：岐阜県大垣市加賀野4丁目1-7	10名
サ・ゲート立誠（仮称） 所在地：京都府京都市中京区蛸薬師通河原町東入備前町310-2他	10名
中津川 The Solar Budoka 所在地：岐阜県中津川市茄子川1683-797	10名
アンスティチュフランセ 所在地：京都府京都市左京区吉田泉殿町8	10名
京都国際マンガミュージアム 所在地：京都府京都市中京区金吹町452	30名
京都国際マンガ・アニメフェア 所在地：京都府京都市	10名
精華町 所在地：京都府設楽郡精華町	20名
京都サウンドスケープ・アーカイブ・プロジェクト 所在地：京都府京都市	10名
京都3Dアーカイブ・プロジェクト 所在地：京都府京都市	10名
シアターピースステージプロジェクト 所在地：京都府京都市	10名
新大宮商店街 所在地：京都府京都市北区紫竹西高縄町	10名
岡崎いきいき生活センター 所在地：京都府京都市左京区岡崎最勝寺町2	10名
東九条コミュニティづくり 所在地：京都市南区東九条南河原町3	10名
コミュニティエフエム局	10名

所在地：京都府京都市	
受入総数	170名

このように国内での学外実習としてすべての学生を受け入れるに足る規模の派遣先等をすでに確保している。

イ 実習先との連携体制

いずれの派遣先とも学生の派遣及び受け入れを随時協議すること、受け入れプログラムや学生指導も含めて、双方で連携しながら進めることとしている。加えて、各プログラムでは1名以上の本学側担当教員を置き、指導教員が配置されたプログラムは進行することでプログラム中に万一問題が発生した際にもすぐに対応できる体制で取り組む。

ウ 成績評価体制及び単位認定方法

プログラムでは、適切な授業時間を設定し、期中の定期的な指導教員へのミニレポート、期中の報告会、事前学習、事後学習、レポートなどを勘案した総合的な評価による単位認定を行う。いずれのプログラムで学修する場合でも必ず担当指導教員を配置し、適切な指導規模による指導体制のもと評価を行う。

⑪ 管理運営

「京都精華大学学則」第36条の規程により、学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項及び当該学部の運営に関する事項を審議するために、教授会を配置している。教授会は全学教授会と学部教授会を置いており、全学教授会は全学の専任の教授、准教授、講師を構成員とし、原則月1回の定例教授会の他、必要に応じ臨時教授会を開催する。学部教授会は当該学部に属する専任の教授・准教授および講師を構成員とし、必要に応じて開催している。全学教授会は、学長が招集しその議長となる。学部教授会は学部長が招集し、その議長となる。教授会を開催するには全学教授会、学部教授会いずれも構成員の3分の2以上の出席が必要である。

全学教授会の議題は、以下のとおりである。

- (1) 全学に関する重要事項
- (2) 各学部間の連絡調整に関する事項
- (3) 全学共通の教育課程の編成に関する事項
- (4) 全学共通の授業科目の担当に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) その他学長が必要と認める事項

学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる

- (1) 学生の入学（編入学・転入学を含む）、卒業および課程の修了

(2) 学位の授与

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

⑫ 自己点検・評価

ア 自己点検・評価委員会

実施方法

本学では1996年以来「京都精華大学自己点検・自己評価規程」にもとづき自己点検・評価委員会を設け、自己点検・評価活動に取り組んできた。

2005年度までは、主な活動方針として、年度ごとに特定の部署や教学プログラムを取り上げ、集中的に点検・評価を加えてきた。この間の点検・評価結果はこれまで4冊の報告書として刊行されている。

2006年度から現在に至るまでは大学基準協会の点検・評価項目(A群・B群)すべてにおける点検・評価に取り組んでいる。また、すべての開講科目を対象とした授業評価アンケートも実施している。

2008年度、2015年度には自己点検・評価結果を財団法人大学基準協会に提出し、認証評価された。

2019年度、規程を「学校法人京都精華大学自己点検・自己評価規程」に改定し、来たる第3期認証評価に向け、理事長の下で自己点検・自己評価活動に取り組む体制とした。

実施体制

2018年度までは、副学長をはじめとした組織運営の要となる学部長、事務部長等、各部署から委員を選出し、全学で連携して、自己点検・評価委員会を組織していた。現在は、理事長の下、学長を長とし、副学長ら教学運営上の主な者だけでなく、法人部門を所管する専務理事や総務担当理事も含めた法人全体が連携する組織として、自己点検・評価委員会を整備し、これに取り組んでいる。

結果の活用・公表および評価項目等

2015年度の認証評価の結果をもとに課題を抽出し、改善策を策定した。さらに、今後も自己点検・評価や学生アンケート、累積した大学基礎データを包括的に分析し、課題について継続的に取り組んでいく。

このような取組については「自己点検評価報告書」および「大学基礎データ」と大学基準協会による「京都精華大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果」をまとめた自己点検・評価報告書を刊行、本学ウェブサイトにおいても公開している。

イ 外部評価委員会

実施方法

2014年から自己点検・評価活動の客観性および妥当性を担保し、教育研究水準のさらなる向上をはかるために、学長の諮問機関として、京都精華大学外部評価委員会を設置した。委員会は学長の諮問を受け、評価を行い、学長に報告する。主な諮問内容としては本学が行う自己点検・評価結果の客観性および妥当性に関する評価、本学の教育研究水準の適切性および妥当性に関する評価、学長が必要とする重要事項に関する評価が挙げられる。

外部評価については7年に1度であったものを、同様の観点で毎年行うものとしPDCAのサイクルをより短くした。これは、予測不可能な時代にあって、できるだけ早急に時代に対応し、社会の要望を捉え適応していくために他ならない。

2019年度からこの外部評価委員会を学校法人京都精華大学外部評価委員会に改め、法人理事長の諮問を受ける機関とした。

実施体制

委員会は学長が委嘱した学外の有識者4～8名で構成され、学長が委員長および副委員長を指名する。

結果の活用・公表および評価項目等

評価結果は自己点検・評価の客観性および妥当性を担保する資料として取り扱う。外部評価の過程で判明した本学の課題については発展に寄与する重大な指摘事項として受け止め、改善に取り組んでいる。

⑬ 情報の公表

本学では広報紙、ウェブサイトなどのメディアを通じて、広く社会への情報公開を行っている。メディア表現学科に関しても、学部の教育目的、教育課程や担当教員など、教育研究活動の状況を積極的にウェブサイトにて公開していく計画である。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.kyoto-seika.ac.jp/about/>

「大学の概要と取り組み」

<https://www.kyoto-seika.ac.jp/about/disclosure/policy.html>

「教育の3つの方針」

イ 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.kyoto-seika.ac.jp/edu/>

「学部・大学院」

ウ 教育組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<https://www.kyoto-seika.ac.jp/about/number.html>

「学生数・教員数」

<https://www.kyoto-seika.ac.jp/edu/faculty/>

「教員紹介 > 各学部 > 各教員」

エ 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者その他進学及び就職等の状況に関すること

<https://www.kyoto-seika.ac.jp/about/disclosure/>

「修学上の情報」

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<https://www.kyoto-seika.ac.jp/about/features/index.html>

「学びの特色」

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<http://www.kyoto-seika.ac.jp/about/report/>

「事業報告・学則・評価 > 学則」

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.kyoto-seika.ac.jp/about/map>

「キャンパスマップ」

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<https://www.kyoto-seika.ac.jp/about/tuition-and-fee/index.html>

「学費・入学手続き」

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<http://www.kyoto-seika.ac.jp/career/>

「進路・就職」

<https://www.kyoto-seika.ac.jp/stu/>

「健康・生活の相談」

コ その他

<http://www.kyoto-seika.ac.jp/about/report/>

「事業報告・学則・評価」

⑭ 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

ア FD 研修

本学では、教員の教育力の向上を図るために、「京都精華大学 FD 委員会規程」を定めて FD 活動を実施している。全学的な切り口で教員の資質の維持向上を恒常的かつ組織的に推進する組織として、京都精華大学 FD 委員会を設置し、その下部組織として各学部・研究科に各学部・研究科 FD 委員会を部門ごとに設けている。

FD 委員会は、PDCA サイクルによって組織的・継続的に教育効果を高めていく「教育マネジメントサイクル」を構築し、各部門の情報共有、年次ごとの全体目標、部門目標の設定などによって全学的な FD を活性化している。その他、全学的な教育改善・開発に関しても FD 委員会が中心となり、1 クォーターに 1 回、教職員を対象とした研修会などを催している。

本学の FD 活動の特色は、スムーズな活動展開を推進していること、SD（大学職員の能力開発）の効果を見込んで、積極的に職員を参加させていることが挙げられる。また、日常的な教育開発・改善活動もその活動の対象とし、全学の教学研究組織を活性化させる手段にもなっている。

上記以外にも、教員の資質を向上させる制度として、各セメスターの後半に授業アンケートを実施している。授業アンケートは全科目を対象に行われ、集計結果を担当教員に提示する。当該教員はアンケート結果を踏まえ、今後の改善点を所定様式で提出する。芸術学部 FD 委員会においても定期的にこれを検証している。

このように、本学では教員の資質の維持向上を目指すべく、組織的に機能する FD 委員会と授業アンケート制度を整えており、今後さらに継続的な向上を進める。

イ SD 研修

実質的な本学の設立宣言ともいえる、岡本清一初代学長の「教育の基本方針に関する覚書」には、「教員の学生に対する愛情責任は、親の子に対するそれが無限であるように、無限でなければならない。職員もまた教員に準じて教室外教育の一斑の責任を負う。」と記されている。これにもとづき、事務職員に対しても、教育に携わる者として常に社会的・文化的な知見を深め、不断に能力を高めていくために、個人研究費を支給している。

また、同様の理念から、事務職員についても学外研究制度を設けている。

さらに、学外団体で主催するセミナー研究会への参加に際しても、その経費を負担する

形で奨励している。また、SDの一環として以下の制度を設置している。

- ・新人研修

入職後1～2年の新入職員に対して、「新人研修」として理事長、学長をはじめとして理事、部・次長等の指導のもと、数ヶ月間にわたる研修を行っている。研修内容は、大学業務全般にわたって基礎的な知識を幅広く身につけるよう、構成されている。

- ・個人研究費

教員同様に、職員にも個人研究費が与えられている。その用途については、定めはあるものの限定的ではなく、各人の裁量に任されている。これに基づき、各自の職務に直接に関わる分野だけではなく、事務職員も学生に対して教育的指導を行う主体であるという観点のもと、多様な研究を行っている。

- ・学外研究

専任職員であれば申請に基づき6ヶ月もしくは1年間、職務を離れて学外で研究を行うことが可能となっている。

- ・学外研修

事務職員は、所属する各部署の業務の円滑な遂行および資質向上のため、自主的に学外で実施される研修に参加している。

⑮ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

ア 教育課程内の取組について

メディア表現学部は「現在の社会が抱える多様な課題の解決に貢献し、より良い共生社会の実現と世界の発展に寄与できる人材」を養成するという目的に基づいた自らと社会とを常に意識し、自ら社会の中で実践的に学ぶプログラムを軸としたカリキュラムをもって構成されている。その中にある共通教育科目においてはキャリア科目を配置している。配置された12科目の中で1年次第1クォーターに配置された「キャリア1」は必修科目であり、学生はこの中で4年間の学習期間の中でどの時期にどのような科目を受けることで社会的・職業的自立に関する正課科目、教育課程外のプログラムを受けられるのかを体系的に理解することができる。

加えて2年次、3年次においては「キャリア2」「キャリア3」を配置しており、大学設置基準第42条の2「学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力」の修得機会を担保している。また、共通教育科目には、社会実践力育成プログラムが置かれており、「インターンシップ1」「インターンシップ2」では国内外の企業やNGOなどでの体験を通じた学びの機会を置き、「産学公連携プログラム1」「産学公連携プログラム2」では、プロジェクトベースドラーニング（PBL）形式による

企業や自治体との連携を通じた社会課題解決のための実践的な学修のできる科目を配置している。

イ 教育課程外の取組について

本学では、教育課程外に以下のプログラムを配置している。

- ・進路就職ガイダンス
- ・企業説明会
- ・内定した先輩との交流イベント
- ・マナー実践講座
- ・面接・グループディスカッション対策講座
- ・語学力やPC・デジタルスキルの向上を目指す講座
- ・筆記試験対策講座

これらのプログラムは自らが選択して受講するものであるが、前述のとおり必修科目として配置している「キャリア1」で自らが必要とする講座を把握することで自らの目指す将来像に合わせたプログラムを受講することができる。

ウ 適切な体制の整備について

社会的・職業的自立に関する指導については、事務部門に配置された学生グループキャリア支援チームが学部における指導を支援する体制を置いている。

これに加え、創造戦略機構に配置されたキャリアデザインセンターでは、アに定めたキャリア科目の管理と運営を担い、全学部が横断的に委員を配置したキャリア支援委員会との連携をもって、横断的に学生を支援する体制を置いている。

以上

資料目次

資料 1. 学校法人京都精華大学就業規則 p. 28-

資料 2. 履修モデル p. 42-
・メディア表現学科

学校法人京都精華大学就業規則

1993年10月13日	制定
1997年03月22日	改定
1999年03月27日	改定
2001年03月24日	改定
2001年10月06日	改定
2003年03月29日	改定
2005年03月26日	改定
2007年03月31日	改定
2007年05月26日	改定
2007年09月29日	改定
2007年12月08日	改定
2008年03月29日	改定
2009年03月28日	改定
2010年03月27日	改定
2011年03月26日	改定
2016年03月26日	改定
2017年03月25日	改定
2017年09月23日	改定
2019年03月23日	改定
2019年09月28日	改定
2019年11月09日	改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則は、学校法人京都精華大学(以下「学園」という。)の職員(以下「教職員」という。)の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 学園および教職員は、ともに誠意をもってこの規則を守らなければならない。

(教職員の定義)

第2条 この規則において「教職員」とは、第6条第1項に規定する条件を満たし、同条第2項に規定する手続きを経て、学園に採用された専任の教育職員、事務職員をいう。ただし、特別任用教員、非常勤講師、その他期間を定めて雇用する要員に関する事項は、別に定める。

(役職者の定義)

第2条の2 この規則において「役職者」とは、管理および監督する地位にある教職員とし、その職位および職務については、「役職者の職位および職務規程」に定める。

(義務)

第3条 教職員は、学園の建学の精神を尊重し、その民主的伝統を重んじ、職責を誠実に遂行し、互いに協力して教育目的の達成に努め、これに背反する言行があつてはならない。

2 教職員は、上司の指揮命令に従い、誠実に職務を遂行しなければならない。

3 教職員は、互いに人格を尊重し、以下に該当する行為を行ってはならない。

(1) 学内外を問わず、学園の名誉または信用を傷つけ、その利益を害し、または教職員全体の不名誉となるような行為を行うこと

(2) 職務上知り得た守秘事項をもらすこと

(3) 職場の風紀、秩序の維持の妨げとなる行為を行うこと

(4) 言葉や行為により、相手方に不利益や不快感を与え、その尊厳を損なう行為を行うこと

(5) その他教職員として不相当と認められる行為を行うこと

4 前項第4号については、「学校法人京都精華大学ハラスメントの防止・対策に関する規程」に定めるものとする。

5 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、事前に許可を得なければならない。

第4条 削除

第5条 学園は、業務の都合等により、教職員に職場、職種の変更を命ずることがある。教職員は、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

第2章 人事

(採用)

第6条 教職員として新たに採用される者は、次の条件を備えなければならない。

(1) 健康 職務を遂行するために十分な健康を有すること。

(2) 年齢 満18歳以上の者

(3) 学力技能 従事する勤務に必要な程度の学力と技能を有すること。

2 教職員として新たに採用される者は、速やかに次の書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書(必要があるときは写真を添付したもの。)

(2) 住民票記載事項証明書、その他身分を証明する書類

(3) 最終卒業学校の卒業証明書および成績証明書

(4) 健康診断書(最近3か月以内に実施したもの。)

(5) その他学園が必要と認める書類

3 教職員として新たに採用される者が、学園外の他の業務を兼ねようとするときは、あらかじめ届け出て、理事長の承認を得なければならない。

4 削除

(試用期間)

第7条 学園は、新たに採用した教職員に対して、3か月間の試用期間を設ける。

2 試用期間中または試用期間終了の際、引き続き教職員として就業させることを不相当と認めた場合は、第13条に規定する手続を経てこれを解雇する。

(異動の届出)

第8条 教職員は、次に掲げる事項について異動のある場合は、その都度、速やかに届け出なければならない。

- (1) 現住所の変更
- (2) 諸手当支給や休暇取得に係る家族の異動
- (3) 学園に就職した後の学歴および資格の変更
- (4) その他身分上必要な事項

(休職事由)

第9条 学園は、次のいずれかに該当する場合には教職員に休職を命ずる。ただし、第2号の場合は、常務理事会の議を経て休職を命じないことがある。

- (1) 業務外の傷病により、正常な勤務に堪えられないと認められたとき
- (2) 刑事訴追を受けたとき
- (3) 学園の命により、留学その他で職務を離れるとき

(休職期間)

第10条 前条に規定する休職の期間は、次の通りとする。ただし、この休職期間は在籍年数に通算する。

- (1) 前条第1号による休職の期間は5年間とし、同一傷病もしくは同一傷病に起因すると認められる傷病が再発した場合の休職期間は、すでに取得した休職期間の残存期間とする。
- (2) 前条第2号による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。
- (3) 前条第3号による休職の期間は、休職の事由が解消するまでの期間とする。

2 休職者は本学園の教職員としての身分を保有する。

(復職)

第11条 学園は、第9条による休職者の事由が解消したときは、復職を命ずる。ただし、同条第2号の規定による休職者については、復職を命じないことがある。

2 第9条第1号による休職者の場合、復職を命ずるにあたっては、就労可能であることを証明する医師の診断書の提出を求める。さらに、必要と認める場合は学園が指定する医師の診断書の提出を求めることがある。

(定年)

第 12 条 教職員は、満 65 歳に達した年度末をもって退職するものとする。

2 年齢の計算方法は、「年齢計算に関する法律」の規定によるものとする。

第 12 条の 2 学園は、定年等により退職した教職員を退職日の翌日から再雇用することができる。

2 再雇用に関する規定は、別に定める。

(定年の延長)

第 12 条の 3 学長に就任する者が、当該任期の終了前に定年年齢に達する場合は、当該任期の終了まで定年年齢を延長するものとする。

第 12 条の 4 本学が新設する学部、研究科の学部長、研究科長に就任する者が、当該学部、研究科の完成年度前に定年年齢に達する場合は、当該学部、研究科の完成年度まで定年年齢を延長するものとする。

(解雇)

第 13 条 学園は、教職員が次の各号の一に該当するときは、解雇する。

- (1) 職務に著しく不適任で配置転換しても改善の見込みがないと認められたとき
- (2) 精神または身体に著しい障害があつて、業務に耐えられないと認められたとき
- (3) 学園の承認を得ないで他の業務に従事し、その停止の勧告に応じないとき
- (4) 正当な事由なく、14 日以上無断欠勤したとき
- (5) 本規則第 45 条第 2 項に該当するとき
- (6) 天災事変、その他やむを得ない事由の為、事業継続が不可能となったとき
- (7) 休職期間が満了し、復職できないとき

2 前項第 1 号から第 6 号により解雇するときは、30 日前に解雇の予告をするか、または 30 日分の平均賃金を支給する。

(解雇の制限)

第 14 条 学園は、教職員が業務上で負傷または疾病にかかり、療養のために第 33 条による特別休暇をうけている場合は、解雇しない。

(退職)

第 15 条 教職員が退職を希望するときは、退職を希望する日の 30 日前までに、学園所定の退職願を提出しなければならない。ただし、選択定年制による退職を希望するときの手続については、別に定める。

(身分の喪失)

第 16 条 教職員は、次の場合には教職員の身分を失う。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 学園が休職を命じ、休職期間が終了しても復職を命じないとき
- (3) 雇用契約の期間に定めがあつて、その期間が終了したとき

第 17 条 教職員は、退職の際、身分証明書および日本私立学校振興・共済事業団が管掌する私学共済制度の加入者証を遅滞なく返却しなければならない。

第 3 章 給与・退職金・旅費

(給与)

第 18 条 教職員に支給する給与は、本俸と諸手当とし、別に定める給与規程による。

(退職手当)

第 19 条 削除

第 20 条 削除

(退職金)

第 21 条 教職員が退職したときは、別に定める退職金規程により、退職金を支給する。

(旅費)

第 22 条 教職員が業務のために出張を命じられたときは、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

第 4 章 勤務・休日・休暇・休業

(勤務時間)

第 23 条 教職員の勤務時間は 1 週あたり 37 時間 30 分、勤務時間中の休憩時間は 1 日あたり 1 時間とする。

2 前項の勤務時間およびその内の休憩時間の配分は次の通りとする。

(1) 勤務時間については、原則として、月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 6 時までのうち 7 時間 30 分とする。

(2) 休憩時間については、前号の勤務時間のうち 1 時間とする。

3 学園は、業務等の都合により、前項第 1 号および第 2 号の時間を変更することができる。

第 24 条 教育職員の授業担当時間数は、前条第 1 項の範囲内で、次の基準によることとする。ただし、業務上の必要がある場合には、これによらないことがある。

(1) 講義および演習の場合 1 週あたり 12 時間

(2) 実験、実習および実技の場合 1 週あたり 18 時間

2 前項にかかわらず、学長等の役職者の授業担当時間数は、これを軽減することができる。学長等の役職者の授業担当時間数については、別に定める。

3 教育職員の授業担当時間の配分については、前条第 2 項にかかわらず、学園の定める時間割によることとする。

4 教育職員は、前条にかかわらず、業務に差し支えない範囲内で、学園以外の場所で教育・研究等に従事することができる。

5 教育職員が学園外で非常勤講師に就任しようとする場合は、あらかじめ所定の書式によって届け出て、理事長の承認を得なければならない。ただし、学園外における非常勤講師授業担当時間は、原則として、1 週あたり 6 時間を超えないものとする。

6 教育職員が学園外の研究機関において、共同研究員、学園外の各種審議会等の委員等、その他教育・研究業務等に就こうとする場合は、あらかじめ所定の書式によって届け出て、理事長の承認を得なければならない。

(事務職員の本学園における授業担当)

第 24 条の 2 本学園の学部または研究科等が事務職員に授業担当を委嘱するときは、理事長の承認を得なければならない。

2 前項の場合の手続きについては、これを別に定める。

(事務職員の外大学非常勤講師等の就任)

第 24 条の 3 事務職員が、他大学の非常勤講師に就任しようとするときは、理事長はこれを認めることができる。

2 事務職員が、学園外の各種審議会等の委員等に就任しようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

3 事務職員が、学園外の教育研究機関等の共同研究員等に就任しようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

4 第 1 項、第 2 項および第 3 項に関する手続きについては、これを別に定める。

(遅刻、早退、欠勤)

第 25 条 教職員が病気その他やむを得ない事由で遅刻、早退または欠勤するときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、事前に余裕のないときは、事後速やかに届け出なければならない。

2 病気欠勤が 7 日以上におよぶときは、前項の届出の他に医師の診断書を提出しなければならない。

3 学園は、本人の申し出により欠勤を有給休暇に振り替えることができる。

4 欠勤した教職員の給与の支給については、給与規程に定める。

(時間外勤務、休日出勤)

第 26 条 学園は、業務の都合上、やむを得ない事由のある場合は、労働基準法第 36 条に基づく協定に従い、第 23 条の規定を超え、または第 28 条第 1 項の休日に通常の勤務をさせることがある。

2 前項に規定する時間外労働および休日勤務を命じた場合は、別に定める時間外勤務手当を支給する。

3 小学校入学前までの子の養育または要介護状態にある家族の介護を行う教職員のうち、延長することができる時間を短くすることを申し出た者の勤務時間については、別に定める。

(代休)

第 26 条の 2 休日勤務は次の通りとし、記載の通りの代休を与える。

事項	条件	代休
----	----	----

休日勤務 休日に出勤し 4 週間以内に与えて 5 時間以上 する。
勤務した場合

2 平日の時間外勤務が 1 ヶ月につき 7.5 時間以上ある場合、当月に限り、7.5 時間につき 1 日の残業代休を与えることがある。

(日直、宿直)

第 27 条 学園は、業務上の必要があるとき、教職員に日直、宿直を命ずることがある。

(休日)

第 28 条 教職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 1 週につき日曜日以外の 1 日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 年末・年始(学園が別に定める日)
- (5) その他、学園が定める臨時休業日

2 学園は、業務等の都合により、前項各号の休日を 4 週間を通じて 4 日間の範囲内で変更することがある。

3 第 1 項各号の規定にかかわらず、振替休日として業務の都合により所定の休日を他の日と振替えることがある。

4 振替休日は、原則として所定の休日の前後 4 週間以内にあらかじめ休日を指定のうえ、振替えるものとする。

(年次有給休暇)

第 29 条 教職員は、1 か年(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)を通じて 20 日の年次有給休暇を取得することができる。ただし、前年度において勤務すべき日数の 8 割以上勤務しない者はこの限りでない。また、年度途中採用者については、採用月により別表第 1 に定めるとおり取得することができる。

2 年次有給休暇の詳細については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 39 条の規定による。

3 前各項の規定により 10 日以上年次有給休暇を付与したときは、当該有給休暇日数のうち 5 日については、基準日から 1 年以内に、学園が時季を指定することにより付与するものとする。ただし、5 日のうち、教職員が取得し、または計画的付与が行われたときは、学園は、その日数分について時季を指定して付与しない。

4 学園は、前項の規定により、年次有給休暇の時季を定めるときは、あらかじめその時季について当該教職員の意見を聴くものとする。

第 30 条 教職員は、前条の年次有給休暇のうち未取得日数を次年度に繰り越すことができる。ただし、繰越日数を合算して 40 日を超えることはできない。

第 31 条 教職員は、欠勤を年次有給休暇に振り替えることができる。

(年次有給休暇の時間単位での付与)

第 31 条の 2 労使協定に基づき、年次有給休暇の日数のうち、1 か年について 5 日の範囲内で、労使協定で定めた時間単位で年次有給休暇を取得することができる。

2 年次有給休暇の時間単位での付与に関する詳細は労使協定に定めるものとする。

(代替休暇)

第 31 条の 3 1 ヶ月の時間外勤務時間が 60 時間を超えた教職員に対して、労使協定に基づき代替休暇を与えるものとする。

2 代替休暇は半日または 1 日単位で与える。

3 代替休暇に関する詳細は労使協定に定めるものとする。

(特別休暇)

第 32 条 教職員は、次のいずれかに該当する場合には、有給の特別休暇を取得することができる。休暇日数については、別表第 2 に定めるとおりとする。

(1) 本人が結婚する場合

(2) 本人の子が結婚する場合

(3) 本人の妻が出産する場合

(4) 親族が死亡した場合

(5) 本人の父母、配偶者もしくは子の死亡該当日に墓参または法要を行う場合

(6) 教職員が生理休暇を請求した場合

(7) 天災、事変その他教職員の責に帰すことのできない理由によって災害を受け、または交通遮断のため勤務できない場合

2 前項における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 結婚 入籍、内縁関係、および結婚に相当する関係として学園に申請し受理されたもの

(2) 配偶者 前号の相手方

(業務上、通勤途上の傷病)

第 33 条 教職員が業務上または通勤途上で負傷し、あるいは疾病にかかった場合は、医師の診断書に基づき、学園が認めた場合に特別休暇を与えることができる。ただし、必要がある時は、学園の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。

2 前項の期間の給与等は、別に定める業務上災害における法定外補償給付および法定外通勤災害補償規程による。

(産前産後休暇)

第 34 条 出産予定の教職員は、請求によって出産予定日前 8 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)の有給休暇を取得することができる。

2 実際の出産が予定日より遅れた場合は、この産前休暇を遅れた日数分だけ延長することができる。

3 産後 8 週間を経過しない教職員は就業させない。この期間は、有給とする。ただし、産後 6 週間を経過した教職員が勤務を申し出たときは、当該教職員を医師が支障ないと認めた業務に就かせることがある。

(母性健康管理)

第 34 条の 2 妊娠中および出産後 1 年以内の教職員が健康診査等を受けるために通院する場合、必要時間の遅刻、早退、離席を認める。通院のため出勤不能の場合は、本人の請求により有給休暇の取得を認める。

2 前項の通院時間については、有給とする。

3 妊娠中および出産後 1 年以内の教職員が健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その指導事項を守ることができるよう、勤務時間の変更、勤務の軽減等を認める。

また、休業が必要な場合は、特別休暇の取得を認める。

4 前項の措置のうち、休業中の給与は、「学校法人京都精華大学休職を命じられた教職員に対する給与および休職給付に関する取扱い細則」によるものとする。

(育児休業等)

第 35 条 教職員は請求によって、子の養育のために育児休業、育児短時間勤務、子の看護休暇、育児のための時間外労働および深夜労働の制限等の適用を受けることができる。

2 前項に掲げる制度の適用に関する必要事項については、別に定める「学校法人京都精華大学育児休業等に関する規程」による。

(介護休業等)

第 36 条 教職員は請求によって、家族の看護のために介護休業、介護短時間勤務、介護休暇、介護のための時間外労働および深夜労働の制限等の適用を受けることができる。

2 前項に掲げる制度の適用に関する必要事項については、別に定める「学校法人京都精華大学介護休業等に関する規程」による。

第 5 章 保健・衛生

(健康診断)

第 37 条 教職員は、毎年少なくとも 1 回定期的に健康診断を受けなければならない。

2 学園は、教職員に対して、前項の他に必要に応じて健康診断または予防措置を命ずることができる。

(就業の禁止)

第 38 条 学園は、産業医または専門医が必要と認めたときは、次のいずれかに該当する者を就業させない。ただし、第 1 号に規定する者が伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

- (1) 伝染性の疾病にかかっている者
 - (2) 精神病患者で、就業することが不適當な者
 - (3) 前 2 号以外の疾病で、就業することによって著しく病勢が悪化するおそれのある者
 - (4) 病後、健康回復の十分でない者
 - (5) その他、医師が就業を不適當と認めた者
- (職務の軽減措置)

第 38 条の 2 産業医または衛生管理者の助言により、理事長は、傷病・事故等により職員の担当職務を十分に遂行できないと認めた場合、当該職員の職務を軽減することができる。

第 6 章 災害補償および通勤災害給付

(届出の義務)

第 39 条 教職員が業務上または通勤途上で負傷し、あるいは疾病にかかったときは、速やかに届け出なければならない。

(災害補償)

第 40 条 教職員が、業務上または通勤途上で負傷し、もしくは疾病にかかり、その結果障害を受け、もしくは死亡したときの災害補償および保険給付は、労働者災害補償保険法に定めるところによる。

(法定外補償)

第 41 条 学園は、教職員が労働者災害補償保険法による保険給付を受けることになった場合には、別に定めるところにより、法定外補償給付または法定外給付を行う。

第 7 章 非常事故

(非常事故)

第 42 条 教職員は、災害その他非常事態が発生する危険があることを知ったときは、速やかに学園に通知するとともに臨機の措置をとらなければならない。

2 教職員は、非常災害が発生した場合は、互いに協力して、その被害を阻止しなければならない。

第 8 章 表彰・懲戒

(表彰)

第 43 条 教職員が次の各号の一に該当したときは、表彰する。

- (1) 学園の名誉を特に発揚し、教職員の模範となる行為をしたとき
- (2) 教育・研究・発明において、著しい功績をあげ、学園に貢献したとき

- (3) その他、上記各号に準ずる功績があり、表彰の必要を認めるとき
- 2 表彰は、総務担当常務理事の発議により、常務理事会の議を経て行う。
 - 3 表彰は賞状を授与してこれを行う。賞状には、賞品または賞金を付すことがある。
- (懲戒)

第 44 条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、諭旨解雇、懲戒解雇とする。

(懲戒の事由)

第 45 条 教職員が、次の各号の一に該当した場合、譴責、減給、出勤停止に処するものとする。

- (1) 学園の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為を行ったとき
- (2) 職務上知り得た守秘事項をもらしたとき
- (3) 第 3 条第 3 項第 4 号に該当する行為により、相手方に被害を与えたとき
- (4) 過失により学園に損害を与えたとき
- (5) 部下の、懲戒に該当する行為に対し、監督責任があるとき
- (6) その他この規則および諸規程に違反し、または前各号に準ずる不都合な行為があったとき

2 教職員が次の各号の一に該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇に処するものとする。ただし、情状により減給または出勤停止とすることがある。

- (1) 学園の信用を著しく傷つけ、または極めて不名誉となるような行為を行ったとき
- (2) 故意または重大な過失により、学園に重大な損害を与えたとき
- (3) 重要な経歴を偽り採用されたとき、および重大な虚偽の届出・申告を行ったとき
- (4) 第 3 条第 3 項第 4 号に該当する行為により、相手方に重大な被害を与えたとき
- (5) 飲酒運転または酒気帯び運転をし、交通事故を発生させ、重大な被害を及ぼしたとき
- (6) 再三の注意・指導にもかかわらず、職務に対する熱意・誠意がなく、怠慢で業務に支障が及ぶと認められるとき
- (7) 刑罰法規の適用を受け、または刑罰法規の適用を受けることが明らかとなり、学園の信用を害したとき
- (8) 前項の懲戒を受けたにもかかわらず、あるいは再三の注意・指導にもかかわらず改悛または向上の見込みがないとき
- (9) その他この規則および諸規程に違反し、または前各号に準ずる重大な行為があったとき

3 第 3 条第 3 項第 4 号に該当する行為により懲戒を行う場合は、「学校法人京都精華大学ハラスメントに関する懲戒規程」の定めるところによる。

4 懲戒は、懲戒委員会による審議の結果を受け、総務担当常務理事の発議により、常務理事会の議を経て理事長が決定する。

5 懲戒委員会に関する事項は、これを別に定める。

(出勤停止)

第 46 条 前条に定める出勤停止の期間は 3 ヶ月以内とし、出勤停止期間中の賃金は支払わないものとする。

(懲戒の手続き)

第 47 条 懲戒解雇・諭旨解雇に係る手続は、これを別に定める。

(懲戒前自宅待機措置)

第 48 条 教職員の行為が懲戒解雇・諭旨解雇事由に該当しないしそのおそれがある場合、調査または審議決定するまでの間、自宅待機させることがある。

(懲戒不服審査委員会)

第 48 条の 2 懲戒処分を受けた教職員の不服についての審査は、懲戒不服審査委員会が行う。

(損害賠償)

第 49 条 懲戒に該当し、学園に損害を与えた者には、その損害の全部または一部を賠償させることがある。

第 9 章 雑則

(兼職)

第 50 条 教職員が学園に採用された後、学園外の他の業務を兼ねようとするときは、あらかじめ届け出て、理事長の承認を得なければならない。

2 削除

(公益通報者の保護等)

第 51 条 公益通報者の保護等については、「学校法人京都精華大学における公益通報者の保護等に関する規程」の定めるところによる。

(出向)

第 52 条 学園の業務執行上その意義を認めた場合には、学園は、職員の同意を得て、関係諸団体に出向させることがある。

2 事務職員の出向については、「学校法人京都精華大学事務職員出向規程」の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、1993 年 10 月 13 日に制定し、1994 年 4 月 1 日より施行する。

2 1997 年 3 月 22 日改定・施行

3 1999 年 3 月 27 日に改定し、1999 年 4 月 1 日より施行する。

4 2001 年 3 月 24 日に改定し、2001 年 4 月 1 日より施行する。

5 2001 年 10 月 6 日に改定し、同日より施行する。

6 2003 年 3 月 29 日改定・施行

7 2005 年 3 月 26 日改定・施行

8 2007 年 3 月 31 日に改定し、2007 年 4 月 1 日より施行する。

- 9 2007年5月26日改定・施行
- 10 2007年9月29日改定・施行
- 11 2007年12月8日改定・施行
- 12 2008年3月29日に改定し、2008年4月1日より施行する。
- 13 2009年3月28日に改定し、2009年4月1日より施行する。
- 14 2010年3月27日に改定し、2010年4月1日より施行する。
- 15 2011年3月26日に改定し、2011年4月1日より施行する。
- 16 2016年3月26日に改定し、2016年4月1日より施行する。
- 17 2017年3月25日に改定し、2017年4月1日から施行する。ただし、第12条に規定する定年年齢について、2027年度までは次の通り段階的に移行するものとする。

年度	定年
2018年度まで	満70歳
2019年度	満70歳、満69歳
2020年度	満69歳
2021年度	満69歳、満68歳
2022年度	満68歳
2023年度	満68歳、満67歳
2024年度	満67歳
2025年度	満67歳、満66歳
2026年度	満66歳
2027年度	満66歳、満65歳

18 2017年9月23日に改定し、同日から施行する。ただし、前項に規定する定年年齢の段階的移行については、2018年4月1日以降に採用された教職員には適用しないものとする。

19 2019年3月23日に改定し、同日から施行する。ただし、第12条の2および第29条第3項ならびに第4項については2019年4月1日から施行する。

20 2019年9月28日に改定し、2020年4月1日から施行する。

21 2019年11月9日に改定し、2020年4月1日から施行する。

別表第1(第29条関係)

年度途中採用月による有給休暇取得可能日数

採用月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日数	20	18	16	14	13	11	9	7	6	4	2

別表第2(第32条関係)

特別休暇取得日数基準

(1) 本人が結婚する場合…5日以内

(ただし、入籍日、挙式日、および結婚に相当する関係として学園に申請し受理された日のいずれか早い日から1年以内一括して取得のこと。)

(2) 本人の子が結婚する場合…2日以内

(3) 本人の妻が出産する場合…3日以内

(4) 親族が死亡した場合

ア 配偶者…10日以内

イ 血族 ① 父母(1親等の直系尊属)…7日以内

② 子(1親等の直系卑属)…7日以内

③ 祖父母(2親等の直系尊属)…3日以内

④ 孫(2親等の直系卑属)…3日以内

⑤ 兄弟姉妹(2親等の傍系者)…3日以内

⑥ 曾祖父母(3親等の直系尊属)…2日以内

⑦ 伯叔父母(3親等の傍系尊属)…2日以内

⑧ 甥姪(3親等の傍系卑属)…2日以内

ウ 姻族 ① 父母(1親等の直系尊属)…3日以内

② 祖父母(2親等の直系尊属)…3日以内

③ 兄弟姉妹(2親等の傍系者)…2日以内

④ 伯叔父母(3親等の傍系尊属)…1日以内

(ただし、生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる)

(5) 本人の父母、配偶者または子の死亡該当日に墓参もしくは法要を行う場合…1日

(ただし、前4号および同5号の場合で、遠隔地に赴く必要のあるときは、実際に要する往復日数を加算することができる。)

(6) 教職員が生理休暇を請求した場合…2日以内

(7) 天災、事変その他教職員の責に帰すことのできない理由によって災害をうけ、または交通遮断のため勤務できない場合…本学の認めた期間

メディア表現学部メディア表現学科 履修モデル①
 アフリカを中心とした諸外国への関心をもちながら、視聴覚分野の技術に関する知識、技術を獲得することで海外で活躍するアントレプレナーを育成する。

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別 単位数		
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数			
共通教育科目	導入プログラム	フレッシュヤーズ・キャンブ クリエイティブ・ワークショップ コミュニケーションスキル1 コミュニケーションスキル2 アカデミックスキル1 アカデミックスキル2 デッサン1 グラフィックデザインソフトスキル1	1 1 1 1 1 1 1								
	表現科目				アカデミックスキル3 アカデミックスキル4	1 1				8	
	グローバル科目			日本文化概論 フランス語1 フランス語2	1 1 1					7	
	リベラルアーツ科目			人権と教育 グローバル化と社会 データサイエンス入門 プログラミング3 プログラミング4 プログラミング1 プログラミング2 人類と人工知能	1 1 1 1 1 1 1 1					13	
	社会実践力育成プログラム			インターンシップ1	2					4	
	キャリア科目			キャリア2 ベンチャー・ビジネス論	1 1	キャリア3	1			4	
	マイナー科目			アフリカ・アジア概論 アフリカ・アジア史 アフリカ・アジアリテラシー1 アフリカ・アジアリテラシー2 アフリカ・アジア特講1 アフリカ・アジア特講2 基礎実習5 基礎実習6	1 1 2 2 2 2 2 2	ファイナンス論 マーケティング論	1 1			12	
	基礎実習科目			基礎実習1 基礎実習2 基礎実習3 基礎実習4	2 2 2 2					12	
	応用実習科目			応用実習1 応用実習2	2 2					16	
	卒業実習科目							卒業研究実習1 卒業研究実習2 卒業研究実習3 卒業論文・卒業制作 卒業展示	2 2 2 2 2	10	
	専門講義 ・演習・実習 科目	メディア表現基礎科目	メディア表現概論1 メディア表現概論2 メディア表現史1 メディア表現史2	1 1 1 1	基礎演習1 基礎演習7 基礎演習1.3 メディア表現特講2	1 1 1 2	基礎演習2 基礎演習7 基礎演習1.5 基礎演習1.6 基礎演習1.8 基礎演習2.2 基礎演習1.9 応用演習2.0 応用演習2.1 応用演習2.2	1 1 1 1 1 1 1 1 1			19
		音楽表現講義科目			音楽工学1 音楽工学2	1 1	音楽分析1 音楽分析2	1 1			4
		イメージ表現講義科目			画像工学1 画像工学2	1 1	映像分析1 映像分析2	1 1			4
メディア情報講義科目						メディアデザイン理論1 メディアデザイン理論2	1 1	メディア分析1	1	5	
学科共通講義科目		ウェブデザイン論 メディア研究概論	2 1			コンテンツビジネス1	1	メディア技術論1 メディア技術論2	1 1	7	
年間単位数			39		38		34		13		
合計単位数										124	

メディア表現学部メディア表現学科 履修モデル②
最先端技術に関する知識、アイデアと現代社会に求められる教養を兼ね備え、新たなビジネスモデルを提唱するプランナーを育成する。

科目区分	1年次		2年次		3年次		4年次		区分別 単位数	
	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
共通教育科目	導入プログラム	1							2	
	表現科目	フレッシュヤーズ・キャンブ	1							8
		クリエイティブ・ワークショップ	1							
		コミュニケーションスキル1	1							
		コミュニケーションスキル2	1							
	グローバル科目	アカデミックスキル1	1							4
		アカデミックスキル2	1							
		アカデミックスキル1	1							
		アカデミックスキル2	1							
		アカデミックスキル1	1							
アカデミックスキル2		1								
リベラルアーツ科目	英語1	1							17	
	英語2	1								
	英語3	1								
	英語4	1								
	自由論	1	人権と教育	1						
	シネマ・メディアとダイバーシティ	1	グローバル化と社会	1						
	創造的思考法	1	データサイエンス入門	1						
	情報と倫理	1	プログラミング3	1						
	情報科学概論	1	プログラミング4	1						
	表現と社会	2	表現と倫理	2						
社会実践力育成プログラム	プログラミング1	1							6	
	プログラミング2	1								
	人類と人工知能	1								
	海外ショートプログラム	2	インターンシップ1	2						
	インターンシップ2	2	インターンシップ2	2						
	キャリア1	1	キャリア2	1						
	キャリア2	1	キャリア3	1						
	和の伝統文化論	1								
	京都のまちづくり	2								
	京都の伝統工芸講座1	2								
専門実習科目	基礎実習1	2							12	
	基礎実習2	2								
	基礎実習3	2								
	基礎実習4	2								
	基礎実習5	2								
	基礎実習6	2								
	基礎実習7	2								
	基礎実習8	2								
	基礎実習9	2								
	基礎実習10	2								
応用実習科目	応用実習1	2	応用実習1	2	社会実践実習1	1			16	
	応用実習2	2	応用実習2	2	社会実践実習2	1				
	応用実習3	2	応用実習3	2	社会実践実習3	1				
	応用実習4	2	応用実習4	2	社会実践実習4	1				
	応用実習5	2	応用実習5	2	応用実習3	2				
	応用実習6	2	応用実習6	2	応用実習4	2				
	応用実習7	2	応用実習7	2	応用実習5	2				
	応用実習8	2	応用実習8	2	応用実習6	2				
	応用実習9	2	応用実習9	2	応用実習7	2				
	応用実習10	2	応用実習10	2	応用実習8	2				
卒業実習科目	卒業研究実習1	2							10	
	卒業研究実習2	2								
	卒業研究実習3	2								
	卒業論文・卒業制作	2								
	卒業論文	2								
	卒業論文	2								
	卒業論文	2								
	卒業論文	2								
	卒業論文	2								
	卒業論文	2								
専門講義・演習・実習科目	メディア表現概論1	1	基礎演習20	1	応用演習19	1			16	
	メディア表現概論2	1	基礎演習21	1	応用演習20	1				
	メディア表現史1	1	基礎演習22	1	応用演習21	1				
	メディア表現史2	1	メディア表現特講1	2	応用演習22	1				
					特別演習13	1				
音楽表現講義科目	音楽研究概論	1	音楽理論1	1					3	
	音楽研究概論	1	音楽理論2	1						
	映像研究概論	1	映像理論1	1	映像理論2	1				
			画像工学1	1	映像技術論1	1				
			画像工学2	1	映像技術論2	1				
			映像分析1	1						
メディア情報講義科目	メディア研究概論	1	メディア研究概論	1	メディアデザイン理論1	1			5	
					メディアデザイン理論2	1				
					文化産業論	2				
					文化政策論	2				
年間単位数 合計単位数		40		38		30		16		
									124	